

海幕経第251号

令和4年4月18日

一部変更 海幕経第184号

令和7年3月24日

各地方総監部経理部長
大湊地区総監部経理部長 殿
各基地隊司令

海上幕僚監部総務部経理課長
(公 印 省 略)

艦船修理契約における契約の変更に係る処理要領について（通知）

標記について、別紙のとおり通知する。

添付書類：別 紙
写送付先：海上幕僚監部装備計画部艦船・武器課長
海上幕僚監部首席会計監査官付会計監査室長
補給本部管理、装備計画、艦船・武器部長
艦船、航空補給処長
各造修補給所長

文 書 管 理 情 報						
文 書 管 理 者	：	海幕経理課長		開示	部分開示	不開示
一元的な管理に責任を有する者	：	海幕経理課長	作成時	○		
分類	：	契約—事務	区分： 1 2 3 4 5 6 理由：			
作成年月日	：	2022. 4. 11				
取得年月日	：					
保存期間	：	10年				
保存期間満了日	：	2033. 3. 31				
本紙を含め	：	16枚				
配布先	：	箇所				

艦船修理契約における契約の変更に係る処理要領について

1 趣 旨

本処理要領は、艦船修理契約一般条項第36条第4項に基づき、契約の変更に係る処理に関し必要な事項を定める。

2 処理要領等

(1) 総 則

契約担当官等は、契約履行期間中に発生した発見役務等について、その都度、契約の変更手続を執ることが適当でないと認めた場合は、次号に掲げる変更工事確認書及び変更工事指示書（以下「確認書等」という。）による甲乙間の協議をもって、当該役務の実施を契約相手方に指示することができる。

(2) 確認書等の様式

ア 艦船の部：付紙様式1～3のとおり。

イ 武器等の部：付紙様式4～6のとおり。

(3) 処理要領

次のとおり処理するほか、細部は付図のとおり。

なお、地区総監部において適用する必要がある場合は、本項中の「総監部経理部」を「地区総監部経理部」に読み替え、各基地隊において適用する必要がある場合は、本項中の「総監部経理部」を「基地隊経理科」に、「造修補給所」を「基地隊造修科」に読み替え、細部については付図に準じて処理するものとする。

ア 変更工事確認書の作成及び届け出は、以下により実施する。

(ア) 契約相手方からの発議の場合

契約相手方が仕様内容等の変更について変更工事確認書による処理の必要を認めた場合、変更工事確認書により、監督官（会計法第29条の11第1項に定める補助者として任命された者をいい、以下「監督官」という。）に対して届け出る。

(イ) 監督官からの発議の場合

監督官が仕様内容等の変更について変更工事確認書による処理の必要を認めた場合、契約相手方と調整の上、契約相手方から変更工事確認書の届け出を受ける。

イ 監督官は、変更工事確認書を精査した上で変更工事指示書を作成し、造修補給所内での必要な確認を実施後、契約担当官等へ提出する。

ウ 契約担当官等は、総監部経理部内における必要な確認を実施させた後、契約相手方に対し変更工事指示書を送付して工事を指示するとともに、監督官に写

しを送付する。

エ 指示を受けた契約相手方は、当該部分の役務に着手する。

オ 造修補給所調達要求元は、契約担当官等が示す時期までに、所要の変更指示書を取りまとめて調達要求を行い、契約担当官等は契約の変更手続を実施する。

(4) 留意事項

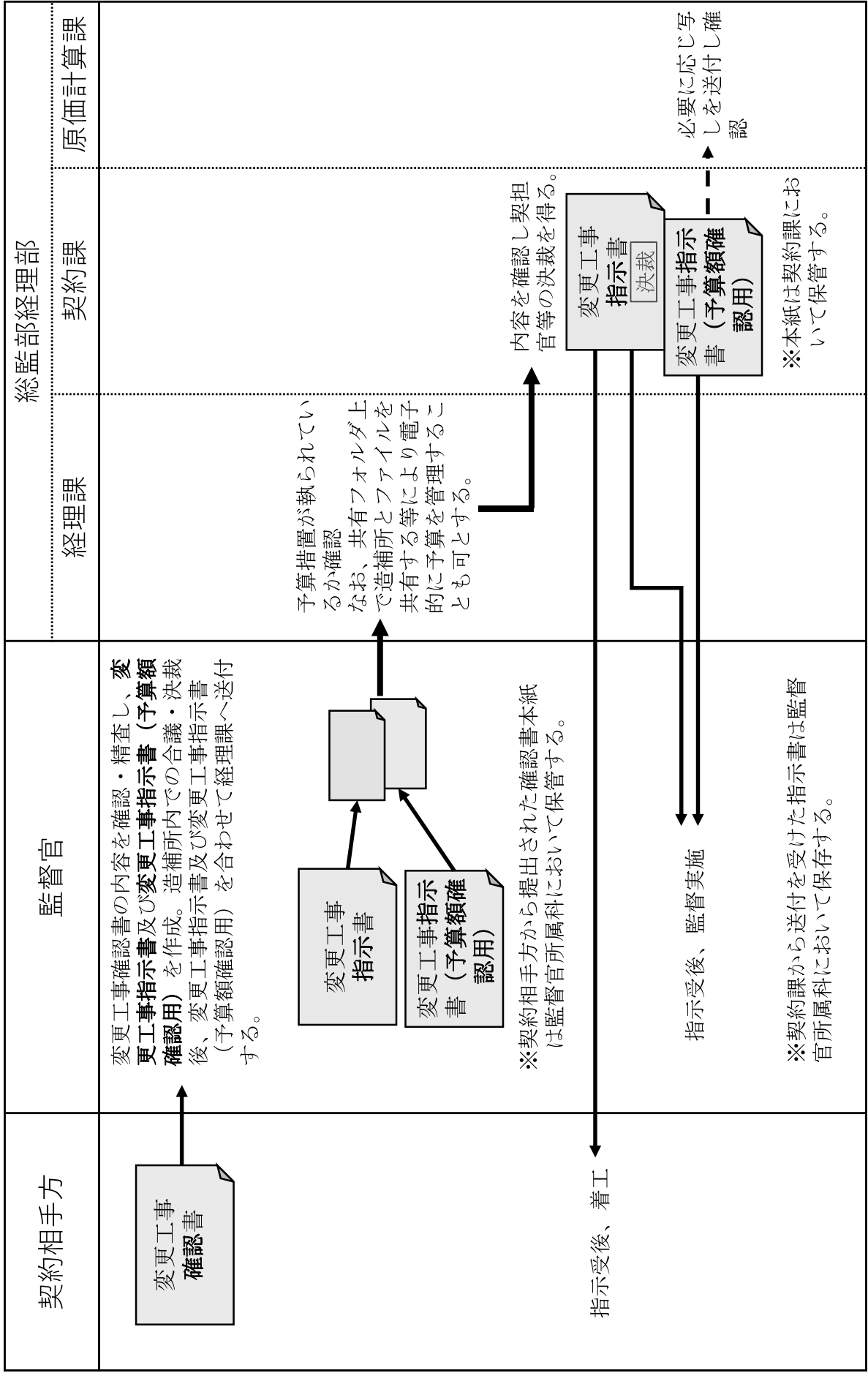
ア 確認書等による処理は、当該契約の工期開始から工期終了までの間に実施するものとし、原契約締結後から工期開始までの間に発生した仕様変更部分は、確認書等によって処理することなく、通常の変更契約手続によるものとする。

イ 確認書等による処置後に、当該部分の仕様内容に再度の変更所要が発生した場合、新たな確認書等により処理するものとする。ただし、仕様内容の変更によらない費用部分のみの変更が生起した場合は、新たな確認書等の提出は不要とする。

3 経過措置

本通知の施行前に各契約担当官等が定めた処理要領は、令和5年3月31日まで適用できるものとする。ただし、切り替えが完了次第、本処理要領を速やかに適用する。

変更工事確認書等の細部処理要領



各書式の送付、合議、確認の際には、FAX、Eメール及び共有フォルダでのデータの共有等を積極的に活用する。